

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第13号	
事故等名	押船第五 三徳丸運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成20年1月29日 03時00分ごろ	
発生場所	福岡県妙見埼灯台から真方位312° 5.6海里(北緯34° 00′ 東経130° 36′ 付近)	
事故等調査の経過	<p>調査の概要:平成20年10月10日 門司・地方事故調査官が海難報告書を精査</p> <p>平成20年6月4日 船舶管理人に損傷状況について照会し、修理請求書、検査法人の鑑定書、定期検査工事仕様書等入手</p> <p>平成20年6月10日 機関長に口述聴取</p> <p>平成20年10月10日 ドック担当者に電話聴取</p> <p>原因関係者からの意見聴取:意見なし</p>	
認定した事実	<p>船種・船名・総トン数 A 押船第五 三徳丸・136トン</p> <p>船舶番号(IMO 番号) 135472</p> <p>船舶所有者等 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(70/100)</p> <p>丸阿産業株式会社(30/100)</p> <p>機関 ディーゼル2機2軸・(1,471kW 2基)</p>	
乗組員等に関する情報	A 機関長 四級海技士(機関)	
負傷者	A 負傷者 なし	
損害	A 左舷主機過給機(タービン側軸受破損、タービンプレード先端、タービン案内環、ブロウ側インペラ、ケーシング異常摩耗、ラビリンスパッキン摩滅等)	
事故等の経過	<p>第五 三徳丸(以下「三徳丸」という。)は、平成19年11月20日、定期検査受検のため、過給機の開放整備を行い、タービン側及びブロウ側両軸受を新替えした。</p> <p>三徳丸は、バージ第6三徳丸と押船列を形成し、平成20年1月28日11時30分ごろ、採砂の目的で広島県福山港を発し、主機回転数毎分540(以下、主機回転数は毎分のものとする。)として福岡県玄海島沖に向かった。</p> <p>三徳丸は、時間調整のため、途中主機回転数を450として航行中、前記日時場所において、突然左舷主機過給機から異常音を発したことから同機を停止し、右舷主機にて自力で博多港に向かった。</p> <p>入港後、整備業者が左舷主機過給機を精査した結果、タービン側軸受などの損傷が判明し、同港にて修理された。</p> <p>なお、主機の過給機整備後は、機関長が同機の潤滑油量等の点検を定期的に行っていたが、異常は認められなかった。(開放整備後の運転時間 約400時間)</p>	
事実を認定した理由	<p>気象・海象の関与 なし</p> <p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 あり</p> <p>判明した事項の解析 開放整備後の100時間運転時に潤滑油を新替え(洗い出し)していないことから、同整備時に残留した異物等が軸受部に侵入したこと</p> <p>何らかの原因で、潤滑油ポンプに空気を吸い込むなどして軸受部への潤滑油が途絶したこと</p>	

	何らかの原因で、シールエアの圧力が低下して排気ガスがタービン軸受側に噴出し、軸受油が急激に汚損して同軸受の潤滑を阻害したこと
原因	本件運航不能は、過給機のタービン側軸受が損傷してロータ軸の軸心が下がったことによって発生したものと考えられる。